

薄型・軽量フレキシブルソーラー設備等の購入促進事業（実証）における補助要件

補助金額

補助対象メニュー	補助金額
機能性に優れた自然エネルギー活用システムの設置 (薄型・軽量フレキシブルソーラー設備)	太陽光モジュールの公称最大発電出力 1kW 当たり 40,000 円 ※発電出力は、小数点第2位以下を切り捨てて算出する。

※補助上限額：200,000 円

※助成の回数は、同一申請者につき年度内1回限り

申請者の要件

次のすべてに該当する必要があります。

申請者の要件	
☐	世田谷区に住民登録がある個人であること（法人は対象外）
☐	補助対象工事費用の支払者であること
☐	世田谷区が令和8年度に実施するフレキシブルソーラー設備等の購入促進事業（実証）の対象者であること
☐	フレキシブルソーラー設備等の購入促進事業（実証）における施工業者が施工すること
☐	申請する建物が世田谷区内の住宅であること
☐	建物が建築基準法その他関係法令に適合していること
☐	補助対象設備として定める設備要件・基準を満たしていること
☐	同一工事について、区の他の補助金を受けていないこと（または受ける予定がないこと）
☐	同一年度内にエコ住宅補助金の交付を受けていないこと
☐	特別区民税・都民税の滞納がないこと
☐	申請建物に共有者がいる場合は、工事实施および申請について全ての所有者の承諾を得ていること

補助対象設備の要件

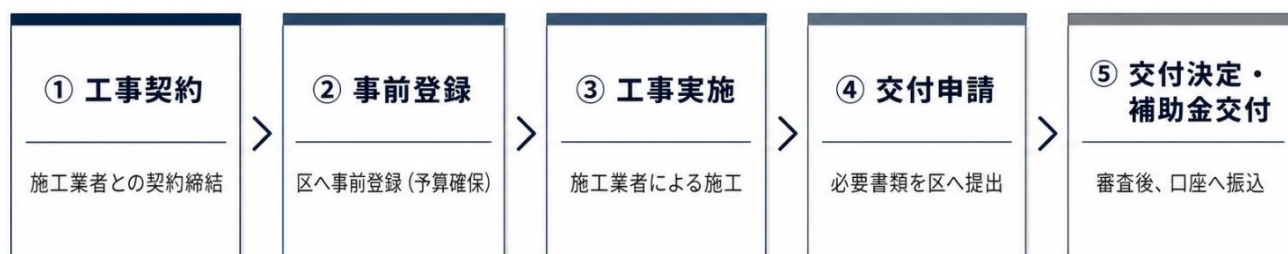
次の要件をすべて満たす設備が対象です。

- 東京都地球温暖化防止活動推進センターにより令和7年度の「優れた機能性を有する太陽光発電システム認定製品」として認定を受けている軽量型（ガラスレス製品）であること。
- 新品・未使用品であること
- 原則として令和9年2月28日までに購入・設置が完了していること

補助対象経費

- 太陽光発電システム等の取付工事費用（フレキシブルソーラーパネル、パワーコンディショナその他付属機器の機器費、工事費、材料費を含む）
- その他、本実証に必要と認められる経費

申請の流れ



① 工事契約

施工事業者とフレキシブルソーラー設備の設置に関わる工事請負契約を締結します。

② 事前登録

工事契約後、交付申請前に事前登録を行ってください。登録後、申請予定額の予算が確保されます。

受付期間：令和8年9月1日 ～ 令和9年2月28日（原則）

【必要書類】

- 事前登録様式（区様式）
- 契約書の写し
- 見積書の写し
- 太陽光パネル割付図（合計出力が確認できるもの）
 - 設置する太陽光パネル（モジュール）の全ての枚数、太陽光パネルの合計出力（kW）の確認ができるもの
- 太陽光発電システムのメーカー名、仕様等が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センターの「令和7年度優れた機能性を有する太陽光発電システム認定製品（令和8年度上乘せ補助対象）」のうち、軽量型（ガラスレス製品）であることが確認できる資料
- 申請建物の位置と所有者が確認できるもの
 - 建物の登記事項証明書（発行日が申請前6か月以内のもの）、または交付申請兼実績報告を行う年度に発行された「固定資産税の納税通知書及び課税明細書、または証明書、登記情報提供サービス（PDF）
- 申請者の住所確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民票等）

- 補助金の振込口座番号等が確認できるもの
 - 通帳の振込口座情報記載頁の見開きのコピー、キャッシュカードのコピー、ネットバンキング等の画面印刷等

③ 工事実施

施工事業者により工事を実施します。

④ 交付申請

工事完了後に必要書類を提出して下さい。

受付期間：令和8年9月1日～令和9年2月28日（原則）

【必要書類】

- 工事前写真・工事完了写真（モジュール全景、パワーコンディショナ等）
- 領収書及び領収内訳書
 - 太陽光発電システム設置に係る費用、メーカー名、型番、型番ごとの枚数、出力（kW）の確認ができるもの
- 工事完了報告書（区様式）
- モジュールの保証書、又は製造番号が記載された出荷証明書、納品書
- その他審査に当たり必要と認めるもの

⑤ 交付決定・補助金交付

区での審査後、交付決定となった場合、指定口座へ補助金を振り込みます。

注意事項

- 本補助事業は予算の範囲内で実施します。
- 事前登録は予算を確保するための手続きであり、補助金交付を保証するものではありません。
- 要件を満たさない場合や書類に不備がある場合は補助対象外となることがあります。
- フレキシブルソーラー設備等の購入促進事業（実証）については、住宅状況等を踏まえ、実証事業における有効性や適合性を勘案して参加者を選定しますので、要件を満たす場合でも選定されないことがあります。
- 世田谷区エコ住宅補助金の対象メニューである「窓の断熱改修」「高断熱ドアの設置」「高断熱浴槽の設置」「屋根の高反射改修」との重複申請はできません。既にエコ住宅補助金を申請済みの場合は対象外となります。
- 設置後3年間の発電量、自家消費量、売電量、蓄電池の充放電量データの提供や第三者機関による施工中・施工後の検査、アンケート回答にご協力いただきます。

提出先

環境政策部 気候危機対策課

<庁舎移転前（令和8年12月まで）>

環境政策部 気候危機対策課

〒158-0094 世田谷区玉川 1-20-1

<庁舎移転後（令和8年12月以降）>

環境政策部 気候危機対策課

〒154-0016 世田谷区弦巻 2-23-1

お問い合わせ先

環境政策部 気候危機対策課 TEL ☎：03-6432-7140